

◎淀川右岸水防事務組合理議会議員き章規則

制 定 昭36. 4. 20 規則1

第1条 議員は、在職中本条第2項のき章をはい用するものとする。

2 き章は、別記形象のとおりとする。

第2条 き章は、議員1人につき1個を交付する。

第3条 き章を滅失したときは、その旨届け出て再交付を受けるものとする。但し、この場合は実費を徴するものとする。

第4条 き章の交付を受けた者が任期満了前その職を去ったときは、これを組合に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

表



金属製直径12.0ミリメートルの金色
菊花弁中央に銀色水字模様を配する。